

2023年3月31日

報道関係 各位

株式会社名古屋銀行
株式会社静岡銀行
株式会社山梨中央銀行

「大規模災害発生時の預金払戻にかかる相互支援協定」を締結

株式会社名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）、株式会社静岡銀行（頭取 八木 稔）、株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）の3行は、「大規模災害発生時の預金払戻にかかる相互支援協定」を締結しましたので、お知らせします。

1. 協定締結日 2023年3月31日（金）

2. 目的など

- 営業エリアが隣接する3行では、南海トラフ地震・富士山噴火など大規模災害等が発生した場合、各行が安定的に金融機能を提供できるよう相互に支援・協力することを目的に締結しました。
- 今後は、本協定に基づき、被災銀行からの要請または協定締結金融機関独自の判断により、預金者に対する預金の払戻しの支援を速やかに開始することとなります。
- 具体的には、3行の営業エリア内が被災地または避難地になった場合、近隣に取引金融機関の店舗がなくても、1口座あたり1日10万円を限度に、協定締結金融機関の店舗での預金の払戻しが可能となります。

※大規模災害等／「最大震度6弱」以上の大規模地震、津波、大雨、洪水、噴火等の災害の発生、新型コロナウイルス等の感染症法上の指定感染症のまん延、テロ等を要因として、営業地域の金融機能の維持に大きな支障が想定される事態

